

Table 5a Determinants of Choice of Possible Measures to Raise Fertility: 1990

Indep Variable Category	1990					
	Housing Neutral At	Financial Neutral At	Care Facil Neutral At	Par Leave Neutral At	Anti-Abor Neutral At	Others Neutral At
<u>Sex</u>						
Male	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Female	0.73***	0.87**	1.42***	1.56***	0.87	0.70
<u>Age</u>						
20-24						
25-29	1.07	1.01	1.18	1.04	1.99	0.94
30-34	1.02	1.14	1.29	1.23	1.21	1.35
35-39	1.31*	1.15	1.05	1.26	1.44	1.46
40-44	1.57***	1.30*	1.20	1.52*	2.09	1.26
45-49	1.84***	1.41**	1.26	1.65**	4.30**	1.65
50-54	2.10***	1.49***	1.28	1.90***	5.30***	1.85
55-59	2.11***	1.65***	1.35	1.82**	5.48***	1.37
60-64	3.08***	2.06***	2.66***	3.16***	6.63***	1.66
65-69	3.10***	2.32***	2.58***	2.46***	10.63***	0.82
<u>Marital St.</u>						
Never-Ma	0.73***	0.61***	0.44***	0.59***	1.49	0.44*
Married	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Widowed	0.59***	0.67***	0.68*	0.68*	0.82	0.84
Divorced	0.88	0.75*	0.89	0.61*	0.60	0.73
<u>Education</u>						
Junior Hi	0.72***	0.66***	0.65***	0.47***	1.08	0.45*
Senior Hi	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Junior Col	0.98	1.09	1.28*	1.41**	1.05	2.20*
University	1.15#	1.05	1.41***	1.46***	0.66	2.42***
<u>Emp Status</u>						
Self-Emp	0.99	0.89#	0.96	0.72**	1.14	0.97
Full-Timer	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Part-Time	0.83*	0.83*	0.95	0.79*	1.44	1.32
Non-Emp	0.86#	0.91	0.92	0.77*	1.81#	1.37
<u>Occupation</u>						
Pro/Man	0.97	1.07	1.10	1.08	1.08	1.46
Clerical	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Sales	1.14	1.12	1.14	0.85	1.47	0.77
Service	0.93	0.89	1.02	0.77	1.32	0.85
Manual	0.79*	0.82*	1.02	0.86	1.01	1.07
Agri/Fo/F	0.84	1.08	0.92	1.38	1.76	0.37
Others	0.86	0.92	0.71*	0.92	0.93	0.56
<u>Region</u>						
Hokkaido	0.98	0.74*	1.17	0.70#	0.47	0.76
Tohoku	1.07	1.37***	1.59**	1.06	1.03	1.14
Kanto	1.51***	1.10#	1.27*	0.75**	0.73	0.97
Chubu	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Kinki	1.20*	1.01	1.14	0.63***	0.80	0.43*
Chushi	0.99	1.11	1.12	0.76*	1.00	0.62
Kyushu	0.92	1.07	1.24#	0.75*	1.36	0.85

Table 5b Determinants of Choice of Possible Measures to Raise Fertility: 1995

Indep Variable Category	1995					
	Housing Neutral At	Financial Neutral At	Care Facil Neutral At	Par Leave Neutral At	Anti-Abor Neutral At	Others Neutral At
<b>Sex</b>						
Male	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Female	0.71***	0.81***	1.50***	1.32***	0.96	0.63#
<b>Age</b>						
20-24	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
25-29	1.27*	1.08	1.27	0.87	0.37*	1.08
30-34	1.06	0.88	1.15	0.83	0.47#	3.20*
35-39	1.06	0.82*	1.19	0.81	0.42#	2.87#
40-44	1.26#	0.78*	1.16	0.94	0.46#	1.76
45-49	1.53***	0.87	1.25	1.14	0.58	1.89
50-54	1.94***	1.02	1.50*	1.25	0.67	2.23
55-59	1.79***	1.03	1.30	1.40*	0.97	2.04
60-64	1.98***	1.26*	1.76**	1.46*	0.77	2.63
65-69	2.15***	1.28*	2.10***	1.54**	1.52	1.74
<b>Marital St.</b>						
Never-Mar	0.66***	0.48***	0.42***	0.66***	0.68	0.56#
Married	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Widowed	0.70*	0.85	1.00	0.80	1.03	0.48
Divorced	0.87	0.77*	0.99	1.00	1.40	0.00
<b>Education</b>						
Junior Hi	0.78***	0.83***	0.72***	0.64***	1.11	0.35*
Senior Hi	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Junior Col	1.04	1.18*	1.29**	1.14	0.85	2.02*
University	1.15*	1.17***	1.63***	1.35***	0.64	1.93**
<b>Emp Status</b>						
Self-Emp	1.02	0.96	1.08	0.78**	1.75	0.84
Full-Timer	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Part-Time	1.02	0.93	1.00	0.89	1.23	1.54
Non-Emp	0.95	0.88#	0.72***	0.86#	1.88	2.49#
<b>Occupation</b>						
Pro/Man	1.10	1.03	1.03	1.21*	1.52*	4.78***
Clerical	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Sales	1.00	1.00	0.80#	0.81#	1.26	2.07
Service	0.85#	0.87#	0.68**	0.73**	2.15#	1.81
Manual	0.75**	0.82**	0.70**	0.87	1.71	2.76*
Agri/Fo/F	0.91	1.05	0.69#	1.61**	1.37	2.78
Others	0.75*	0.72**	0.60***	0.75*	2.32*	2.29
<b>Region</b>						
Hokkaido	0.96	0.88	0.78	0.63**	1.42	1.92
Tohoku	0.96	1.07	0.99	1.13	1.06	1.81
Kanto	1.19**	0.86**	0.93	0.70***	0.64#	1.16
Chubu	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Kinki	1.08	0.85*	0.99	0.68***	0.81	0.89
Chushi	0.93	0.90	1.10	0.93	1.24	1.31
Kyushu	0.96	0.92	1.05	1.02	1.14	1.23

## 第3章 北欧圏諸国

分担研究者 津谷典子

1. はじめに
2. 人口と出生率の動向
  - (1) 出生力水準の推移
  - (2) 年齢別出生率の変化
  - (3) 出産タイミングとコウホート完結出生力の変化
  - (4) 婚外出生割合の変化
3. 女性就業の動向
  - (1) 男女別労働力率の推移
  - (2) 女性の年齢別労働力率の変化
  - (3) 労働力の女性化とパートタイム就業
  - (4) 失業率の推移と出生動向
4. 家庭内役割の男女分担
  - (1) 家庭内役割の男女分担の水準とトレンド
  - (2) 男性の家事分担の決定要因
5. 北欧4カ国の家族政策の概要
  - (1) 児童手当
  - (2) 出産・育児休暇制度
  - (3) 保育サービス
6. デンマークの家族（児童家庭）政策
  - (1) 家族（児童家庭）政策の変遷
  - (2) 現在の家族政策の内容
    - a) 社会保険; b) 各種手当; c) 保育サービス
  - (3) スウェーデンとの比較からみた特色

### 付録

1. 2000年度の現地訪問調査と今後の計画
2. "Fertility, Employment, and Use of Family Policy-Related Services in Sweden" (Britta Hoem, Statistics Sweden)

## 1. はじめに

本研究は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国における出生率の動向と家族政策の変遷について比較・検討することを目的としている。プロジェクト第2年目にあたる本年は、特に以下の4つの項目について、出生行動に関する研究・分析を進めた。まず、形式人口学的な分析として、年齢別出生率、出生順位別の出生率と平均出産年齢、コウホート出生率の変化から、出生力水準（TFR）の推移の下での出生力の人口学的構造の変化を分析する。次に、出生率と経済活動の関係について、昨年度行った女性就業との関係のみならず、失業率との関係からも分析を加える。さらに、女性の就業と家庭内役割の男女分担に関する分析についても、4カ国における変化のトレンドを見ることに加え、スウェーデン、ノルウェー、デンマークにおける男女の家事分担に関するミクロ・データの分析結果を比較し、家庭内役割分担の要因についても検討する。

一方、本プロジェクトの第2の柱である家族政策（児童家庭政策）の変遷については、昨年度はスウェーデンに焦点を当てたが、第2年度の本年はデンマークとノルウェーを中心に研究を進めた。ここでは、これら2国それぞれにおける家族政策の変遷のみならず、スウェーデンとの比較を念頭に、出産・育児休業制度、児童手当をはじめとする各種手当、公的保育サービスの3つの柱について、その内容と特徴を比較・要約することにつとめた。残るフィンランドにおける家族政策の変遷と内容についての研究は、来年度の課題としたい。

最後に、少子化研究会全体で国際比較のためのデータ・ベース構築作業が本研究プロジェクト全体で進められているが、この国単位のデータに加えて、本年度、スウェーデンにおけるコミューン（市町村）単位のデータ・ベース構築を、スウェーデン中央統計局への委託事業という形で、同統計局の Britta Hoem 氏との共同研究として行った。Hoem 氏とそのスタッフの協力により、1980～1995年におけるコミューン単位の年齢別出生数、年齢別女性人口、女性の年齢別就業人口、子どもの年齢別公的保育サービスの種類別供給数と在籍数などに関する基礎的データ・ベースを構築した。さらにこのデータ・ベースから、出生力水準（TFR）、年齢別出生率、年齢別女子就業率、公的保育サービスの供給と利用などの指標を計算し、コミューンを単位とした時系列データを構築し、それをを用いて過去20年間のスウェーデンにおける出生力と女子就業、そして保育サービスの需給のトレンドの関係を分析した。その結果は、"Fertility, Employment, and Family Policy-Related Services in Sweden"と題されたレポートにまとめられているが、それは本報告書の付録2として添付する。

## 2. 人口と出生率の動向

### (1) 出生力水準の推移

図1には、北歐4カ国における1960～96年の女性一人あたりの合計特殊出生率(TFR)の推移が示されている。この図からわかるように、1960年における女性一人あたりのTFRは、一番高いノルウェーで2.85、フィンランドで2.71、デンマークで2.54、そして一番低いスウェーデンでも2.17と、すべて置き換え水準を上回っていた。しかし1960年代半ばから1970年代はじめにかけて北歐4カ国の出生率は急速に低下をはじめ、1970年代半ばには、4国すべてで女性一人あたりのTFRは2.0以下となり、置き換え水準を割り込んだ。1975年の女性1人あたりのTFRは、ノルウェーで1.98、デンマークで1.92、フィンランドでは1.69、そしてスウェーデンでは1.78であった。

しかし、1970年代から1980年代はじめにかけて低下・低迷した出生率は、1980年代半ば以降増加に転じ、その後も上昇傾向は続いた。その結果、1995年における女性1人あたりのTFRは、ノルウェーで1.87、デンマークとフィンランドでは1.81という先進諸国中比較的高い水準を示している。唯一の例外はスウェーデンで、1980年代に急激に増加したTFRは、1988年～1993年の5年間2.0を上回る水準にあり、1990年には2.14という高い水準を記録した。しかしその後、出生率は一転して急速な低下に転じ、1997年にはTFR = 1.52と過去最低を記録している。

### (2) 年齢別出生率の変化

このような出生力水準の変化の下で、出生力の年齢パターン(つまり出産のタイミング)はどのように変化したのであろうか。表1には、1960年代半ばから1990年代半ばにおける北歐4カ国の年齢別出生率の推移が示されている。この表から、これら北歐4カ国の出生力低下が始まった1960年代半ばには、スウェーデンをのぞき、女性の出生力のピークは20歳代前半にあり、20歳代を通じて出生率は高く、また10代後半の出生率もこの年齢階級の率としては高い水準にあった。

その後、1960年代後半から1980年代前半にかけての出生力水準全体の急速な低下の下で、20歳代前半の出生率は急激に低下し、20歳代後半の出生率も20歳代前半の率の低下ほどではないが、相当な低下をみた。しかし、1980年代半ば以降の出生力水準の反騰の下で、20歳代後半の出生率が若干の回復傾向をみせるとともに、30歳代(とくに30歳代前半)の出生率は大きく増加した。一方、出生力水準全体の上昇にもかかわらず、この期間20歳代前半(そして10代後半)の出生率は低下を続けた。

これらの結果は、北歐4カ国において1960年代後半から1980年代前半に出生力が低下し置き換え水準を割り込んだ人口的直接要因は、かつて出生率がピークであった20歳代前半の女性の出生力が大きく落ち込んだことによることを示している。一方、その後の出生力の回復には、20歳代後半から30歳代の女性の出生力が増加したことが主な要因となっている。従って、1960年代半ばから1980年代前半における出生力の落ち込みは、10代

や 20 歳代の若い女性が出産開始を遅らせたことによる晩産化の影響が大きく、1980 年代半ば以降の北欧諸国における出生力の回復は、女性は第一子の出産を遅らせながらも、その後 20 歳代後半や 30 代になってから出産開始の遅れを取り戻すようなペースで出産していることによることが推測される。特に 30 歳代の出生率の増加は、出産開始の遅れへの「キャッチアップ（追いつき）効果」を示唆している。

### (3) 出産タイミングとコウホート完結出生率の推移

このような出産開始の遅れと、それへの「キャッチアップ効果」の出生率への影響は、出生時における女性の年齢の推移を出生順位別にみることで確認することができる。表 2 には、1970 ~ 1990 年代のスウェーデンとデンマークにおける第一子、第二子、および第三子出生時における母親の平均年齢が示されている。この表からまず、この北欧 2 国では、1970 年代 ~ 1990 年代を通じて第一子出生時の平均年齢は上昇し続けていることがわかる。しかし一方、1980 年代後半以降、出産間隔は縮小傾向がみとめられる。

ではこのような出産タイミングの変化は、最終的な出生力水準に影響を与えているのであろうか？表 3 には、北欧 4 カ国における女性の出生コウホート別完結出生率が示されている。この表から、スウェーデンでは 1990 年代の期間 TFR の急激な低下にもかかわらず、コウホート出生力は女性一人当たり 2.1 ~ 2.0 人の水準でほとんど変化していないことが分かる。一方、他の 3 国では、コウホート出生力は 1945 年以前生まれコウホートの 2.4 ~ 2.5 人の水準からそれ以降生まれコウホートの 1.9 ~ 2.1 人の水準への低下したが、置き換え水準かそれをわずかに下回るレベルで近年は安定している。したがって、北欧諸国における近年の出産タイミングの遅れは、南欧諸国でみられるような完結出生力の水準を置き換え水準以下（それを大きく下回る）への低下をもたらしていないのではないかと思われる。

### (4) 婚外出生割合の変化

北欧諸国の出生力と出生行動の最大特徴の一つとしてあげられるのが、婚外子の急激な増加とその結果としての婚外出生割合の高さである。表 4 には、北欧 4 カ国における婚外子割合の 1960 ~ 1990 年代半ばまでの推移が示されている。1960 年以来婚外子割合が 1 % で推移しているわが国は例外としても、1960 年当時には北欧諸国における婚外子割合はずっと低く、最も高かったスウェーデンでもおよそ 1 割、ノルウェーやフィンランドではわずか 4 % であったことがわかる。

その後北欧諸国の婚外出生割合は急速に増加したが、その増加のタイミング（増加開始期）には国間で差異がある。婚外子割合はまず最初に増加を始めたのは、もともと割合の最も高かったスウェーデンであり、1960 年代はじめから上昇を始めた。その後 1970 年代に入ると、デンマークの婚外子割合を急増を始め、それに続いて 1980 年代にはノルウェーが、そして 1990 年代にはフィンランドの婚外子割合も 3 割を越えるようになった。1996

年現在、婚外子割合はスウェーデンで 54 % と過半数を超えており、デンマークで 46 %、ノルウェーでは 48 % とおよそ半分、そしてフィンランドでも 35 % を越えている。晩産化が進行したなかで、このように急速な結婚（法的結婚）と家族形成の乖離が起これ、また正式な結婚をへない同棲が増加したことは注目に値する。

### 3. 女性就業の動向

前節でみた 1960 年代後半から 1980 年代前半までの出生率低下の主な要因としては、労働力不足と経済のソフト化（つまり産業構造の変化により第三次産業に雇用の重点がおかれるようになったこと）により女性の労働市場への参入が急激に進んだことがあげられる。そしてこの女性の雇用労働力化は、上記のような 10 代や 20 代前半の女性の出産開始の遅れ、つまり晩産化の主な要因となったことが指摘されている。またこの時期は、女性の家庭外就業の増加にともない、男女のジェンダー役割をめぐる意識が変化し、同棲や婚外出生の増加などに代表される社会制度としての結婚・家族の変化が起こった時期であった。そこで、本節では、北欧諸国における女性の就業の動向と家庭内役割の男女分担について見てみたい。

一方、1980 年代半ば以降の出生率増加の要因としては、育児休業制度や保育サービスの拡充に代表される包括的家族政策の実施によって出産・育児と女性の家庭外就業の両立の政策的支援が効果的に行われたこと、が主な要因としてあげられている。また、1990 年代のスウェーデンの TFR 急減の要因としては(1)若年層を中心とした失業率の上昇による家計の経済的困難、(2)1980 年代後半のベビーブームの反動によるピリオド効果、(3)児童手当や育児休業の所得保障率の削減などに代表される児童家庭を対象とする社会保障給付の削減による先行き不安の醸成(出生率低下は給付削減以前から始まっていたが、1990 年代後半の超低率への落ち込みの要因として指摘される)、などがあげられる。このような家族政策の詳細については、次節で検討する。

#### (1) 男女別労働力率の推移

北欧諸国では、1960 年代から 1980 年代にかけて女性の労働市場参入が急速に進んだ。表 5 には、北欧 4 カ国における 1664 歳人口における男女別労働力率と、スウェーデンにおける 7 歳未満の子をもつ女性の労働力率の、1960 ~ 1990 年代後半における推移が示されている。この表から、北欧諸国における労働年齢の女性の労働力率は 1960 年代から 1980 年代前半にかけてめざましく増加したことがわかる。例外はフィンランドで、同国の女性の労働力率は 1960 年代すでに約 60 ~ 65 % という相当な高水準にあり、その後増加はしたが、その増加度はもともと水準が高かったこともあり、他の 3 国と比べてずっと緩やかなものであった。1990 年代半ば現在、これら北欧 4 カ国の女性の労働力率はおよそ 7 割

から7割5分という高水準を維持しており、男性と比べて遜色ない高率である。

また、スウェーデンについては、7歳未満（就学年齢前）の子どものいる女性の労働力率の推移のデータも得られる（表4参照）。1960年代はじめには、7歳未満の子をもつスウェーデン女性の労働力率は38%であったが、その後1960年代後半から1970年代にかけて急激に増加し、1980年代前半には8割を越えた。その後も小さな子をもつ母親の労働力率は1980年代を通じて増加を続け、1980年代末には約86～87%と労働年齢の男性全体の労働力率と完全に肩を並べるまでになった。しかし、1990年代に入り景気の後退が始まり、EU加盟による緊縮財政も相まって労働力率全体が低下するなかで、小さな子をもつ女性の労働力率も低下気味であるが、労働年齢の女性全体の労働力率よりもその率は依然としてかなり高く（1998年時点で、73% vs. 78%）、男性の労働力率とほぼ同率であることに変わりはない。

## (2) 女性の年齢別労働力率の変化

スウェーデンのデータで確認したような、20歳代から30歳代という出産のピーク年齢にある女性の労働力率の増加は他の北欧諸国でも起こったのであろうか。表6には、北欧4カ国における15～49歳の出産可能年齢の女性の年齢別労働力率の、1960～95年の推移が示されている。ここから、1960年から1980年にかけて20歳以上の女性の労働力率は大きく増加し、20歳代後半から30歳代という小さな子の母親が多いと思われる年齢層における増加も例外ではないことがわかる。その結果、北欧諸国における女性就業の年齢パターンは、女性の労働市場への大規模な参入とともに、25歳未満の若い女性の労働力率が突出するという「ひとこぶ」パターンから、男性のそれと同様の台形に急速に形を変えた。例外はフィンランドで、同国の女性の労働力率の年齢パターンは、1960年時点で既に台形であった。そしてこの台形は、女性の労働力率水準の上昇とともに、その上辺が上昇した。

このような北欧諸国における女性就業の変化と出生率の動向とを考えあわせると、先述したように、1960年代から1980年代前半までの出生率低下期においては、女性就業は出生力とはマイナスの相関関係にあり出生率を押し下げていたが、1980年代以降はプラスに転じ、高い女性就業のもとで北欧諸国の出生率の増加・回復が起こったことがわかる。言い換えれば、北欧諸国では、1980年代以降カップルがともに働くのが当たり前となり、またそのための社会的・政策的支援体制の整備・拡充がこの頃までに成し遂げられたと言える。

## (3) 労働力の女性化とパートタイム就業

前項でみたように男性の労働力率に比べて女性の労働力率の増加の方が遥かに急速であったため、これらの北欧諸国では労働力（labor force）の女性化が進み、1980年代後半から90年代にかけて就業者全体の約半分弱が女性となった（表7参照）。その一方で、パ

ートタイム就業は女性就業に未だ大きな位置を占めており、労働力率の目覚ましい増加に象徴される女性就業の急増にもかかわらず、1980年代後半においても女子就業者のおよそ半分弱がパートタイム就業者である。フィンランドの場合は女子就業者におけるパートタイム就業者の割合が目立って低いが、これは同国における「パートタイム」の定義が週30時間未満の者であるため、他国の週35時間未満と異なっていることが一因となっていると考えられる。また、当然のことながら、パートタイム就業者の大部分が女性であり、男性と比較して女性の就業形態は流動的であることがわかる。

ただ、ここでことわっておきたいのは、北欧諸国の「パートタイム就業」は、(通常もしくは調査の前週の)就業時間だけを基準に定義されているということである。就業形態がフルタイムからパートタイムになっても、これによって年金や他の社会福祉・保障受給資格を失うわけではないし、労働組合員でなくなるわけではない。したがって、週何時間働いても時間給で賃金を得るというわが国の有配偶女性に多い「パート」とは異なる。むしろ、北欧諸国におけるパートタイム就業の増加は、育児休業休暇制度の拡充より、パートタイム就業とパートタイム育児休業を組み合わせることができるようになった(「時間口座性(タイムコント)」もしくは「時間預金制(タイムバンク)」と呼ばれる)の影響であると考えられ、労働市場と雇用形態の柔軟性と多様性のあらわれとみるべきであろう。

#### (4) 失業率の推移と出生動向

労働力の一部である失業もまた出生力に影響を与える可能性がある。失業はしばしば収入の大幅な減少をもたらし、その所得ロスが精神的・心理的ストレスの原因となることも考えられる。出生力への影響について言うと、将来の経済的安定が見込めない時、カップル(女性)は子どもを持つとしないのではないかと。事実、スウェーデンにおける1990年代の出生力の急速な低下の一因として経済不況による失業率の低下が挙げられている(Hoem and Hoem 1998)。

表8には、スウェーデンとノルウェーを中心とした北欧4カ国における失業率の推移が示されている。スウェーデンとノルウェーの両国では、1980年代末から1990年代前半にかけて経済不況が起こり、その結果それまで非常な低率(実質的にゼロに近い水準であった)失業率が急上昇した。この状況はデンマークでも同様であったと考えられ、フィンランドでは近年の失業率水準の高さから類推して、状況はより深刻であったのではないと思われる。しかしながら、経済のスローダウンとともに出生率が低下したスウェーデンを除き、他の北欧3国では出生率は経済停滞とともに目立った低下はしていない。したがって、ここから失業が出生に与える影響はあまり強くないのではないかと(少なくとも明らかではない)と言える。

スウェーデンとノルウェーにおけるミクロとマクロ両方のデータを使った詳細な分析の結果によると、スウェーデン、ノルウェー両国で、個人レベルでの失業は出生力に有意な影響力を持たなかったが、地域の失業率はスウェーデンでは出生力を低下させた(Hoem

2000)。一方、ノルウェーではマクロレベルの（地域の）失業率は、個人（ミクロ）レベルの失業よりも影響力は大きかったが、その影響力のサイズはあまり大きい物ではなかったことが報告されている（Kravdal 2000）。

#### 4. 家庭内役割の男女分担

1980年代半ば以降の北欧諸国における出生率の回復には、政策的支援の整備に加えて、男女の伝統的家庭内役割の変化があったことも見逃してはならない。本節では、北欧4カ国における家庭内役割の男女分担の水準とトレンドを概観し、次にスウェーデン、ノルウェー、デンマークの3国における男女の家事分担の決定要因に関するミクロ・データの分析結果を比較・検討する。

##### (1) 家庭内役割の男女分担の水準とトレンド

前節でみたように、1980年ころまでに、北欧諸国では女性の家庭外就業が当たり前となり、その後も高率で推移もしくは上昇をつづけている。しかしその一方で、北欧においてさえ、家庭内役割の男女分担パターンは平等からはほど遠い。表8には、北欧4カ国とわが国および他の主要国における男女別週平均家庭内労働時間と家庭内労働における男性の分担割合が示されている。この表から、男性の家庭内労働の分担割合も、最も高いスウェーデンでは1990-91年に39%、1990年のノルウェーで38%、そして1987年のデンマークとフィンランドで34%となっている。

また、表9には、1984年の『スウェーデン生活時間調査』のデータを基に算出した一週間の就業および家事・育児時間の男女平均が、子供の有無および一番下の子の年齢別に示されている。ここからも、子供の有無や年齢にかかわらず、スウェーデン女性は男性の約2.5～3倍の時間を家事に費やしており、一番下の子が13歳以上の（つまり子育てをほぼ終了した）者以外の女性は、平均して就業より家事に多くの時間を費やしていることがわかる。また育児・子育てについても、女性は平均して男性の1.5～2倍の時間を割いており、とくに就学前年齢の子をもつ女性が育児に使う時間は週約11～13時間と相当に多い。しかし見方を変えれば、育児休業中の女性はこの就学前の子供をもつ女性に集中しており、育児休業中であるがために育児に多くの時間が使えるとも考えられる。

このように北欧諸国における家庭内役割分担は決して男女平等とは言えないが、他の先進諸国と比べてかなり良い状態にあることもまた事実である。分担割合が1割以下と先進国中最低であるわが国の場合はもちろんのこと、わが国同様低出生率になやむイタリア（1988-89年で19%）やスペイン（1991年で18%）と比べても、北欧諸国の男性の家庭内労働分担割合は高い。ちなみに、分担割合が北欧とほぼ同じなのは、アメリカ合衆国とカナダの北米諸国およびオーストラリアなどのオセアニア諸国である。

また、時系列データがあるノルウェーにおける家庭内労働の男女分担割合の推移をみると、1972年に15%であった男性の家庭内役割分担割合は、1980-81年には24%、そして1990年には上記のように38%となり、1970年代初頭からの20年間で男性の分担割合は約2.5倍になった。ここからも、女性の労働市場進出の急増にともなって、北欧の家庭内役割の男女分担パターンも大きく変化したことがわかる。

## (2) 男性の家事分担の決定要因

1980年代前半から半ばにかけて欧米11カ国で実施された「階級構造と階級意識に関する比較プロジェクト (Comparative Project on Class Structure and Class Consciousness)」の一環として実施された全国調査データ(無作為抽出サンプル・データ)を用いて、男性の家事分担の決定要因の比較分析がなされている(Singelmann et al. 1996)。このプロジェクトには、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの北欧3国が含まれている。ここでは共稼ぎ夫婦(カップル)の家事時間における男性の分担割合の決定要因の多変量解析の結果を要約し、比較・検討したい。

本分析の被説明変数は、食事の準備(料理)、食後の後片づけ、洗濯、掃除、そして食料品の買い物という5つの主要な家事労働についてカップル男女がそれぞれ費やした時間を測定し、そこから夫もしくは男性パートナーの分担割合(%)を算出した。この分析の対象となっているカップル男女の平均年齢と回答者の性別からみた夫・男性パートナーの家事分担割合の平均値は以下のとおりである。

	スウェーデン		デンマーク		ノルウェー	
	男	女	男	女	男	女
平均年齢	41.0	38.6	42.0	38.9	42.0	38.3
夫の家事割合(%)	26.7	25.3	27.9	24.6	25.4	20.5

このように、分析対象となった男性の平均年齢は41~42歳、そして女性は38~39歳で平均約3歳の年齢差がある。また、夫・男性パートナーの家事分担については、男性自身による回答(self report)による値の方が女性からの回答(proxy report)の値よりも若干高くなっているとはいえ、およそ25%前後と3カ国全てで同じくらいの水準になっている。

この多変量解析(重回帰分析)の説明変数およびコントロール変数は、自分および配偶者の収入、自分の教育、自分および配偶者の職業、自分の就業時間、自分の年齢、およびジェンダー役割に関する自分の意識である。分析の結果は以下のように要約される。

スウェーデンとノルウェーでは男性(夫)の収入が増えれば、男性の家事分担割合は有意に低下した。一方この2国ではまた、女性(妻)の収入が高いほど、男性の家事分担割合は高かった。さらにこの2国では、男性(夫)の教育水準が高いほど、男性の家事分担

割合は高くなっていた。一方女性の教育水準も、3国全てで男性の家事分担とプラスの相関が見られたが、有意な影響がみられたのはデンマークとノルウェーの2国であった。また、3国全てで、非管理職ホワイトカラーの男性と比べて、自営業の男性の家事分担割合は有意に低い傾向が見られたが、有意な差異が存在したのはスウェーデンとデンマークの2国であった。

次に、男女の就業時間と男性の家事分担割合との関係を見ると、3国全てで、男性の就業時間が長くなるにしたがって、男性の家事分担割合は有意に低下する一方で、女性の就業時間が長くなれば、男性の家事分担割合は有意に増加した。また、ジェンダー役割に関する意識の影響は男女間で対照的な結果がみられ、3国全てで男性のジェンダー役割意識がより伝統的（つまりより non-egalitarian）であるほど、家事分担割合は低いが、女性のジェンダー役割意識は男性の家事分担に全く影響力をもたなかった。

以上をまとめると、まず収入によって計られる夫婦の経済力は、夫の家事分担割合に影響を与え、夫の経済力は夫自身の家事分担割合を低下させた。一方妻の経済力は夫の家事分担割合を増加させることが分かる。つまり、北欧諸国では、家庭外における男女の経済的地位は家庭内の役割分担に影響を与えることが示唆される。次に、夫婦の高い教育水準は夫の家事分担割合を増加させたが、これは北欧社会における高等教育は、家庭内のジェンダー関係をより平等なものにすることに強い影響力をもつことを示していると考えられる。さらに、北欧ではまた、夫の就業時間は夫の家事分担割合を低下させ、一方妻の就業時間は夫の家事分担を増やしたが、これは時間が「限りある資源 (finite resource)」である以上、time availability が男女の家庭内役割に大きく影響することを示唆している。

## 5. 北欧4カ国の家族政策の概要

北欧は人口の比較的小さい国々によって構成され、最大の人口規模を誇るスウェーデンでさえも1997年の総人口は884.6万人である。他の3国の1997年度の人口は、デンマークが528.4万人、ノルウェーが440.6万人、そしてフィンランドが514.0万人であり、北欧4カ国合計でも2367.6万人である。これはわが国の総人口のおよそ5分の1であり、この人口規模の小ささは、その家族・人口政策の実施や効果について考える際、忘れてはならないものであろう。

北欧諸国は、福祉国家の伝統に基づいた手厚い家族政策をもつことで知られている。北欧諸国の家族(児童家庭)政策は、(1)児童手当、(2)出産・育児休業制度、(3)保育サービスの3つの柱からなる。本節では、前年度と本年度に現地調査を実施し、比較的詳細なデータや資料があるスウェーデン、デンマーク、ノルウェーの3国を中心に家族政策の内容を概説し、フィンランドについてもふれる。そして、さらに詳しい研究・分析を行うことのできたデンマークの家族(児童家庭)政策の変遷とその内容、および特色については、

次節でさらに説明する。

#### (1) 児童手当

まず児童手当についてみると、4カ国とも児童手当はユニヴァーサルであり(つまり全児童が対象となっており)、支給年齢は国によって異なるが、少なくとも16歳まで(スウェーデンでは子供が就学していれば20歳まで、デンマークでは18歳まで)支給される。また、デンマークを除く3国では、基本支給額に加えて多子加算があり、子供数の多いカップルにはより手厚い給付がなされている。一方、デンマークでは、低所得家庭については手当が増額される。また、スウェーデンを除く3国では、子供の年齢が低い(とくに2歳までの)場合、給付額が増額される。

#### (2) 出産・育児休暇制度

次に、出産・育児休暇制度についてみると、国によって、所得保障期間および率、そして財源などによって相当な差異がみられるが、他の先進諸国と比較して手厚いものであることは確かである。例えばスウェーデンでは、出産前後6週間母親のみが取得できる出産休暇の他、子供が18ヶ月に達するまでの間父母どちらかがフルタイムで取得できる育児休業制度(これを「親保険」とよぶ)がある。このうち親保険による所得保障が行われる期間は15ヶ月であり、12ヶ月は定率(現在80%)の保障、残りの3ヶ月は最低保証額による所得保障が行われている。また、出産直後の10日間は父母が同時に休業でき、有給休業期間はすべてフルタイムでまとめて取得することもできるが、6ヶ月をフルタイムで取得した後、残りは子供が18ヶ月以降8歳になるまでの間に父母どちらかがパートタイムの休業を取得することもできる。これは「時間預金制(タイムバンク)」と呼ばれている。また、スウェーデンでは、1995年以降、育児休業期間中の4週間は男性が取得することを義務付けられている。

デンマークでは、就業する全女性は出産予定日前4週間、出産後24週間の出産休業を取得できる。出産後24週間の休業のうち、最初の14週間の休業は母親に限られているが、出産直後の2週間については父親も同時に休業できる。この期間における所得保障は、雇用保険の下での失業給付最高額(1997年時点で月額11,300クローネ、約16万円)までは政府が保障し、それを越える部分については個々の親と雇用主との合意による。さらに、この出産休業の後、13～52週の育児休業を取ることができ、このうち13週までの育児休業は公的に保障されているが、これを越える部分については雇用主の合意が必要である。この育児休業期間中の所得保障割合は失業給付最高額を越えない範囲で所得の60%である。

ノルウェーでは休業前の給与の100%という非常に高い所得保障のある出産・育児休業が42週間であるが、以下に説明する時間口座制(「タイムコント」)を利用して、これを80%の所得保障で52週間に延長して取得することもできる。同国ではまた、スウェーデン

同様、育児休業期間中、男性（父親）が4週間の育児休業を取得することが1993年以来義務づけられている。さらに1994年以降ノルウェーでは、「時間口座制（タイムコント）」とよばれるパートタイム就業しながら部分休業できる制度が実施されている。この制度は、42週間（または52週間）の出産・育児休業期間のうち母親の産前の3週間、産後の6週間、および父親の取得が義務づけられている4週間を除く29週間（または39週間）について適用され、その全部または一部の期間、就業時間を短縮しながら育児休業するという形で利用される。就業時間の短縮は、フルタイムの90%、80%、75%、60%、そして50%のいずれかの割合で行うことができる。また、タイムコントは、両親双方が同時に、あるいは順番に、あるいはどちらか一方だけでも取得することができる。

フィンランドでは、定率の所得保障のある出産・育児休暇が、雇用保険対象者に155日間保障されており、その後158日間は親手当が父母のどちらかに支給される。また所得保障のない育児休暇は子供が3歳になるまでの間取得可能である。フィンランドの出産・育児休業制度の詳細は、来年度の研究課題としたい。

### (3) 保育サービス

最後に、北欧4カ国における保育サービスについてみると、育児休業制度同様、その内容には国によってかなりな差異があり、またサービスの実施主体が市町村（コミューン）であるため一国内においても相当な差異が存在するが、公的保育サービスは、(1)親（とくに母親）の仕事と家庭の両立を助け、(2)子供の健全な育成をはかるという目的をもつことは共通している。スウェーデンで行われている主な保育サービスは、就学前児童を対象としたものには保育所（day-care center, daghem）と家庭型保育所（保育ママ、family day care）があり、学齢児を対象としたものには余暇センターとよばれる学童保育所と家庭型保育所がある。保育時間は通常6:30から18:00であるが、延長保育や深夜保育などもコミューンの実状に合わせて実施されている。また、1995年の社会サービス法の改正により、コミューンは親が働いているなどの理由で保育サービスを必要とするすべての1～12歳児に保育サービスを提供することが義務付けられており、1996年時点でコミューンの約9割が保育を必要とする就学前児童に長期的待機をさせることなく保育所入所を保障しているとする結果が、スウェーデン中央統計局の調査によって出されている。なお、保育サービスは有料であるが、全国平均で親の負担割合は、全保育コストのうち約10～15%程度と推計されている。

デンマークにおける保育サービスは、スウェーデン同様、国の基準の下で市町村が運営しており、原則として待機児童がでないよう「十分な量」の保育サービスを供給することとされている。しかし、スウェーデンと異なり、「十分な量」をどの程度とみるかについてはコミューンが決定権をもっている。主な保育サービスの種類は子供の年齢により、6ヶ月から2歳までの子供を保育する creches と呼ばれる低年齢児童保育所、3～5歳の子供を対象とする保育所（nursery schools）、2・3歳～6・7歳の児童を対象とする幼稚園

(kindergarten)、6～9歳の学童を対象とする放課後センター (after-school centers) があり、また6ヶ月から5・6歳(10歳のこともある)までの異なる年齢の子供を同じ施設で保育することを目的とする年齢統合型施設 (age-integrated institutions) もある。さらに、6ヶ月から2歳の子供には、家庭型保育所(保育ママ、family day-care)のサービスも必要に応じて受けることができる。保育時間は一般的に7:00から18:00であり、延長保育や深夜保育はあまりみられない。フレックスタイムの活用やパートタイム就業などによって、親が就業時間を工夫するのが一般的である。また、保育サービスコストの負担については、親の負担は最大30%程度であり、残り(少なくとも70%程度)をコミュニティが負担していると推計されている。

ノルウェーでは、就学前児童の親が子どもを保育所に入所させたいと希望する場合、全ての親がその希望を叶えられるようにすることを政策目標としている。1996年には、5歳以下の就学前児童の70～75%が保育所への入所を希望していたが、実際の入所割合は55%であった(Kalisch et al. 1998)。保育サービスの実施主体はコミュニティと呼ばれる地方自治体であるが、このような需給のアンバランス(需要が供給を上回っている)状況の下、ほとんど全てのコミュニティで、母子家庭(もしくは父子家庭)の子どもの入所を優先的に認めている。また、母子家庭(や父子家庭)の所得が低い場合には、保育料の公的補助も受けることができる。6歳以上の学齢の児童については、6～10歳の児童を対象に授業開始前と放課後に学童保育所での保育サービスが実施されている。1997年における、学童保育所への入所希望者は10万5千人であったが、その3分の2である約7万人が入所している(Kalisch et al. 1998)。

フィンランドの保育サービスの内容と特色については、実地調査を中心として来年度(2001年度)に重点的に研究を行う予定である。

## 6. デンマークの家族(児童家庭)政策

### (1) 家族(児童家庭)政策の変遷

デンマークは、スウェーデン同様、今世紀初めに当時としては深刻な出生力低下を経験した。合計特殊出生率は1933年には、女性一人あたり2.09人となり、戦前の最低を記録した。これは同時期のスウェーデン(1935年のTFRが1.70人)ほどの低水準ではなかったが、当時の政府・政策立案者の関心と心配を喚起するに充分であった。その結果、新生児や乳児の生存率を向上させるための施策やプログラムが1930年代から1940年代にかけて多数実施された(Knudsen 1999)。

まず、1933年には、正規雇用されて働く女性を対象に、2週間の出産・育児休業が与えられた(Rpstagaard et al 1999)。1937年には、市町村(municipality, デンマーク語でkommun)の責任において地域の保健婦(community nurse)のネットワークを構築し、そ

れら保健婦が新生児の健康状態を少なくとも生後1年間モニターすることを義務づける法律が成立した。そして、1939年にはシングルマザーや貧しい母子家庭に保護と援助を与える法律が施行された。このために、同年「未婚の母とその子どものための全国審議会（National Council for the Unmarried Mother and Her Children）」が設立された。この審議会は1976年に、その権限と責任が保健・カウンセリングサービスの一環として郡政府（county councils）に移行されるまで存続した。さらに、1945年10月には、妊婦のための健康チェックに関する最初の法律が成立した。このような施策は、デンマーク政府が出生力低下をデンマーク人夫婦が子ども数を抑制したいと望んだ結果と理解し、そのためには少ない数の子どもをより健康に育てることが長期的な人口増加に影響を与えると考えたためである。そのためには、乳幼児死亡率を下げたて生まれた子どもの生存率を上げることが必要と考えられたのである（Knudsen 1999; Knudsen and Wielandt 1996）。

一方、児童手当の歴史は出産・育児休業のそれよりも古く、1890年頃経済的困窮者に対する支援として始められた。次いで1900年代初頭から1920年頃までに、子どもの発達のために適切でない家庭環境にいるなど特定の子どもたちへの支援が行われるようになった。1930年頃には、上で説明したように母子家庭を支援する法整備が進んだ。それは1960年頃に、それまでの扶養の対象となる子どもを中心にした税控除を振り替えることによって、「一般家族手当（general family allowance）」が創設された。

1950年代～1960年代におけるデンマークのめざましい経済発展とそれに伴う1960年代以降の女性の就業率の増加を背景に、戦後のデンマークの家族政策は、労働政策や雇用政策と連携して整備・拡張されてきたと言える。1950年に47%、そして1960年には43%であった女性の労働力率は、1970年には54%、1980年には65%、そして1994年には71%と1960年代以降増加し続けた。なかでも、20歳代前半の女性の労働力率の増加は急速で、1960年には28%であったものが、1981年には84%と約3倍になった。また、同時期の有配偶女性の労働力率の伸びも目覚ましく、23%から49%に増加した。

このような労働市場への女性の進出の進行を背景に、1960年には出産休業期間が14週間に拡張され、失業給付額の90%の均一給付が所得保障された。しかし、もし女性が健康上の理由で出産前に休業した場合、その休業期間はこの14週間から差し引かれることとなっていた。また、1964年には毎日3～4時間の保育サービスを行う就学前学校が設立された。また1967年には、一般家庭でデイケアを行う家庭保育所（保育ママ）がコミューン政府の監督・管轄下におかれることになった。さらに1970年には、税制がそれまでの家族を単位としたものから、個人を単位としたものに改正され、この結果扶養家族を対象とした税控除が廃止された。同年にはまた、公定失業給付額が男女同額となった。

1973・74年以降、デンマーク経済は減速し、失業率は増加し始めたが、女性の就業率は増加を続けた。その結果、出産・育児休業期間も急速に拡張された。まず1981年には、これまで認められていた14週間の出産休業期間に加えて（つまりこの14週間から差し引かれることなく）、出産前4週間の休業が認められた。産後の出産・育児休業期間（合計）

は、3年後の1984年には20週間に、そして次の1985年には24週間（出産休業14週間プラス育児休業10週間）と急速に拡張された。また、1984年には、通常は父母のどちらか一方しか取得することが許されていない育児休業が産後2週間は父親も母親と一緒に取得でき、また出産休業期間が終了する産後14週以降には母親に代わって父親が取得できるようになった（Christoffersen 1990）。1988年には、「子どもの生活環境の保護」と「仕事と家庭の両立」ための政策的支援を推進するため、児童に関する省庁間委員会（Inter-ministerial Committee on Children）が設立された。さらに1992年には、育児休業期間が、労使協議の上雇用主の同意が得られれば、従来の10週間に加えて、さらに13～52週間拡大できるようになった。

## (2) 現在の家族政策の内容

前項では、デンマークの家族政策の戦後の変遷をたどったが、ここでは、1998～99年現在の政策の内容を詳しく説明する。デンマークの家族政策には2つの主要目的があり、ひとつは子どもの生活環境を保護し保障すること、もうひとつは親の仕事と家庭生活の両立ができるような社会環境を整備することである。この目的達成のための政策的対応の中心は、出産・育児休業制度、児童手当をはじめとする各種手当、そして保育サービス、の3つにおかれている。デンマークの家族政策の主な構成要素を整理すると表10のようになる。前述したように、この中で中心的役割を果たしているのは、出産・育児休業制度、児童手当、そして保育サービスである。ここではその内容と特色についてそれぞれ詳しく説明したい。

### a) 出産・育児休業制度

デンマークは、家族政策の実施について、国家が積極的に介入することを避ける方向でやってきたと言え、出産・育児休業制度の導入もスウェーデンに比べて近年のことであり、またスウェーデンのような中央政府による強力な規則や規制も行っていない。その代わり、労使協議を通じて、労働者と雇用主（経営者）の自主性・死体制を尊重する形をとっている。したがって、新生児の父母全員が対象となっていたスウェーデンの親保険と異なり、デンマークの出産・育児休業期間中の所得保障の主要財源は政府支出に加えて雇用保険であり、従って受給者は雇用保険の被保険者が主であるが、失業対策という一面もあるため、雇用保険に未加入の労働者、自営業者、失業者もこの制度の適用対象者となっている。なお、その場合の財源は政府支出となる。

まず出産・育児休業期間のうち出産休業（maternity leave）について説明すると、1998年現在、出産休業期間は産前4週間産後14週間の合計18週間であり、所得保障額は失業給付の90%の均一給付である。なお、この出産休業の需給対象者は女性（母親）に限られており、国家公務員の場合は産前8週間までの延長（早期取得）が認められており、1992年より産後2週間の出産休業が義務付けられている。また、前述したように、1984年以

降産後の2週間に限り父親も出産休業 (paternity leave) することが認められており、この場合の所得保障も女性同様失業給付の90%の均一給付である。具体的に言うと、受給できる出産休業の所得保障の最高額は、1999年時点で月額11,300クローネ(約19万5千円)である。これは税込みの額であり、この額は平均的労働者の休業前の月収の約40%に当たる額であり、低所得者にとっては休業前の月収の約90%にあたる。

産後14週間の出産休暇の後、最高10週間の育児休業 (parental leave) を母親もしくは父親のどちらかが取得することができる。育児休業の取得期間は子どもが8歳になるまでである。この場合の所得保障は失業給付最高額の60%の均一給付プラス自治体による補填額を合わせて勤労所得の80%を越えない額とされている。具体的に言うと、受給できる育児休業の所得保障の最高額は1999年時点で6,780クローネ(約11万7千円)である。なお、1985年には育児休業による所得保障は失業給付最高額の80%であったが、その後70%相当額へ、さらに現在の60%相当額にまで切り下げられてきた。

産前4週間、産後14週間の出産休暇にこの10週間の育児休暇を加えた28週間は出産・育児休業期間とまとめて1つのものとみなされており、出産・育児休業の取得者割合は、1995年には新生児の母親全体の87%にのぼっており、この28週間の休業期間終了以前に職場復帰する女性はごく低率である (European Commission 1998, p.58)。なお、産後2週間の父親休暇の取得率は、制度開始間もない1985年には40%であったが、1995年には58%に増加している。

さらに、10週間の育児休業期間の後、労使協議によりプラス26週間の育児休暇をとる権利が(雇用保険の被保険者である)労働者に保障されている。これは労働者個人が単位となっており、最初の10週間の育児休暇のように夫婦・カップル単位とはなっていない。この場合の所得保障も、先の10週間同様、失業給付の60%の均一給付プラス自治体による補填を合わせて所得の80%を越えない額となっている。さらに、労使協議により追加26週間までの育児休暇の延長が可能であり、デンマークでは労使協議により最大52週間の育児休業期間が追加できることになる。なお、デンマークには、スウェーデンのような「時間預金制 (タイムバンク)」やノルウェーの「時間口座制 (タイムコント)」のような、パートタイム就業しながら部分休業できる制度はない。

デンマークではまた、保育休業 (child care leave) と呼ばれる子どもの病気やけがなどで看護が必要な場合に臨時児童看護休暇が認められている。受給期間は、子どもが0~2歳の場合年間26週まで、子どもが3~8歳の場合13週までである。この所得保障割合は、1994年以降、所得の60%が政府から支給される。また、有給のサヴァティカル休暇や研修休暇を使って、児童看護休暇にあてることもできる。さらに、1997年4月1日以降に生まれた子どもをもつ公務員を対象に、子ども一人あたり年間10日の子育て日 ("care days") の権利が認められ、1998年には、その他の一部業種で14歳未満の子どもをもつ親を対象に子ども一人あたり年間2日の子育て日の権利が認められている。

## b) 各種手当

次に、各種手当に目を向けると、この中で最も中心的な役割を果たしているのが、18歳以下のほとんどの児童に支給されている一般家族手当 (general family allowance) である。この手当の受給要件は対象となる子どもと親がデンマークに居住し、子どもが結婚しておらず、親が納税者であることである。給付額は、子どもの年齢とともに減少する仕組みとなっており、これは、小さな子どもほど養育費がかかるとの考え方による。1999年現在の一般家族手当の給付額は、0～2歳の子ども一人当たり年額 11,300 クローネ (月額 942 クローネ、1.6 万円)、3～6歳の子どもは一人当たり年額 10,200 クローネ (月額 850 クローネ、1.5 万円)、7～17歳の子どもには値一人当たり年額 8,100 クローネ (月額 675 クローネ、1.2 万円) となっている。デンマークの一般家族手当には、スウェーデンの児童手当の場合のような多子加算の制度はデンマークには存在しないが、スウェーデン同様、一般家族手当は非課税であり、課税対象となっている出産・育児休暇の所得保障とは、税制上異なった扱いを受けている。

この他、デンマークには以下のような多様な各種手当があるが (表9参照)、いずれも受給要件は、子どもと親がデンマークに居住していること、および子どもが結婚していないこと等である。まず、普通児童手当 (ordinary child allowance) であるが、これは親がシングルペアレントもしくは両親が公的年金を受給している場合支給される手当で、支給額は1999年時点で子ども一人当たり年額 4,520 クローネ (7万8千円) である。次に、付加児童手当 (extra child allowance) は、親がシングルペアレントであり、経済的に困窮している場合、上記の普通児童手当の補足として支給されるもので、子ども数によらず年額 3,452 クローネ (6万円) が支給される。

特別児童手当 (special child allowance) は、親の1人もしくは両親を失った子ども、あるいは親権が確立できない子どもに対して支給される手当である。支給額は子ども一人当たり年額 8,676 クローネ (15万円) であるが、両親ともいない場合にはこの2倍の額が支給される。前述したようにデンマークには子供数が多い家庭を対象にした多子加算の制度はないが、一度に2人以上の子どもを出産した親への手当は存在する。(多胎出産手当 (multiple birth allowance) は、双子以上を出産した場合に、子どもが7歳になるまで、年額子ども一人当たり 5,588 クローネ (9万7千円) を支給するものである。また、外国の子どもを養子にした場合、養子縁組手当 (adoption allowance) が 32,212 クローネ (55万7千円) 支給され、これ以外に多額費用が必要になった場合には、養子縁組に係る費用の一部も補助されることが可能である。

さらに、スウェーデン同様、デンマークにも養育援助手当 (maintenance support) の制度があり、両親が同居していない18歳以下の子どもを対象としている。支給最低額は、親の収入にかかわらず、1999年現在子ども1人あたり年額 8,700 クローネであり、親の収入によって付加手当が支給される。この手当は、子どもと同居していない親が養育費を支払わないか、支払額が低すぎる場合に支給される。また、養育費を負担すべき親がいれば、

その親は、養育援助手当の少なくとも一部を国に払い戻す義務があるが、その負担額は前年の課税所得を基準に決定される。

また、デンマークにも、子ども数、家賃、親の収入に応じて、賃貸アパートの家賃の一部を補助する住宅給付 (housing allowance) の制度がある。大まかな枠組みは国家政府 (管轄は Ministry of Housing) により決定され、実際の運営・実施は地方自治体であるコミューンが行っている。また困窮者のための公営住宅も用意されている。

### c) 保育サービス

デンマーク社会における公的保育サービスの重要性は高い。同国の保育サービスは、高い女性の就業率を背景とした、多くの母親が家庭外就業する家庭における子育てと仕事の両立を支援することを目的とするだけでなく、子どもの健全な発達のための保護を与えまた教育効果を高めるため知的・精神的刺激を与えることも目的としている (Kalisch et al. 1998)。

表 11 には、デンマークにおける保育サービスの種類と内容が示されている。現在のデンマークの保育サービスは、スウェーデン同様、国の基準の下で市町村により運営されており、原則として待機児童がでないよう「十分な量」の保育サービスを供給することとされている。しかし、スウェーデンと異なり、「十分な量」をどの程度とみるかについてはコミューンが決定権をもっている。主な保育サービスの種類は子どもの年齢により、6ヶ月から2歳までの子どもを保育する creches と呼ばれる低年齢児童保育所、3～5歳の子供を対象とする保育所 (nursery schools) があり、この2つをまとめて保育所 (day nurseries) と呼ばれている。6～9歳の学童を対象とする保育施設には、放課後センター (after-school centers) があり、また2・3歳から6・7歳の子どもを対象とする幼稚園 (kindergarten) もある。さらに、6ヶ月から5・6歳 (10歳のこともある) までの異なる年齢の子供を同じ施設で保育することを目的とする年齢統合型施設 (age-integrated institutions) もある。さらに、6ヶ月から2歳の子どもは、家庭型保育所 (保育ママ) のサービスも必要に応じて受けることができる。これらの多様な保育サービスは全てコミューンによって運営・管理されている。

保育所 (creches と nursery schools) は、通常 7:00 から 18:00 頃まで週末を除く毎日開かれているが、保育時間と保育曜日は各コミューンの状況によって決定される。特に、creches では子どもの年齢別にフルタイムの保育がなされている。クラスの規模は子どもの年齢によって 10～12名であり、各クラスに3名の保育スタッフが配置されている。1996年には、2歳以下の子ども (21,142人) のうち約9%が creches で保育されていた (Rostgaard and Fridberg 1998, p.118)。これは1982年の12%からみて33%の低下である。一方、3～6歳の児童のうち nursery schools で保育されている者はわずか1%であり、多くの児童は幼稚園 (kindergarten) で保育されている。

就学前学校のもうひとつのタイプである幼稚園は、通常 7:00 頃から 17:00 頃まで、週